

法と経済の關係について

——対米従属の深化と法の諸問題——

宮 川 澄

は し が き

マルクス主義法理論の理論的課題の一つである、法の相対的独自性の問題については、まだ充分な研究がなしとげられているとはいえない。かつて筆者は『法の相対的独自性について』（立教経済学研究第一五卷一号（一九六一年六月））という論文において、この問題を取扱ったことがある。それは主としてマルクス・レーニン・スターリンの古典的諸論文——これはそれぞれの具体的な歴史的経験を素材として到達した法にたいする理論的究明であるが——を手がかりとして、マルクス主義法理論では、法と経済の相互作用をどのように把握するかという観点に焦点を合わせて取扱っている。そこでは当然の結果として、すぐれて抽象的な法的思考の展開として組立てられている。K・マルクスはなによりも経済的土台によって法制度が規定されること、そして法制度——他の上部構造全体がそうで

あるように——経済的土台に対して、一定の反作用をなすことを指摘している。これはK・マルクスの『経済学批判』の序言の、つぎの個所によって定式化されている。すなわち、

『人間はその生活の社会的生産において、一定の、必然的な、かれらの意思から独立した関係、すなわち生産関係にはいる。この生産関係は、かれらの物質的生産力の一定の発展段階に照応する。これらの生産関係の総体は、社会の経済的構造をかたちづくる。これが現実の土台であり、そしてそのうえに法律のおよび政治的な上部構造がたち、またこの土台に応じて社会意識の一定の形態がある。物質的生活の生産方法が社会的・政治的・精神的な生活過程一般を条件づける』

（『マルクス・エンゲルス選集』補巻三ページ。国民文庫版九ページ。青木文庫版一九ページ。マルクス・エンゲルス全集一三巻六ページ。）

ここでは経済的土台と法的上部構造の相互関係についての、K・マルクスによる科学的な論断がなしとげられている。このK・マルクスの考え方は、その後の歴史的諸関係の変化にもとづいて、エンゲルス→レーニン→スターリン→毛沢東によって豊富化されている。ことに毛沢東は中国の経験にもとづいて、社会主義社会における階級斗争が上部構造のなかに集中的に現象し、政治が経済にたいして能動的作用をもつことを理論化した。これは一九六三年（昭和三八年）以降の中ソ論争や、プロレタリア文化大革命による劉少奇批判や、それに引きつづく現在の批林批孔斗争による林彪の現代修正主義にたいする理論斗争によって実証されている。これはいづれも社会主義のもとでの上部構造における激烈な階級的——政治的斗争である。

上部構造の一つである法が、どのように経済にたいして反作用するかは、歴史的事実を素材として検討してみることによって、いっそう明瞭になる。こうした視点からの考察は、わたしの『市民法と社会法』（青木書店 一九六四年一〇月）によって、基礎的取扱がなされている。そこでは封建的農奴の生産から資本主義生産への社会的移行と、資

本主義自体が産業資本主義から独占資本主義段階への発展過程に生じた法制的変化——市民法の形成と社会法の形成という法的变化によって示される——を考察することによって、法と経済についての理論的課題を歴史的事実にもとづいて検証している。そして、独占資本主義における法の一般的特徴を、国家権力による直接的介入という法的現象——社会法としての——のうちに把握した。そこでこの論稿では、独占資本主義における法の一般的特徴を、一步つっこんで、具体的な戦後の日本資本主義の歴史的な発展過程のなかで把握することによって、より精密になりたいと思う。戦後の日本資本主義は対米従属の深化のもとで、急速に発展し、ここでは従属の深化——発展という政治的——経済的形態をとっている。しかも、法はこれらの関係を補完する媒介契機となつていけるといえる。従つて、法と経済の相互作用の考察が戦後日本独占資本主義の発展過程を把握することによって、比較的多くの素材にもとづいて実証できるという特質をもつていふと考へられる。従つてこの論稿は、戦後日本独占資本主義の発展が、法の経済にたいする能動的作用を、いかに利用してなすとげられてきたかの歴史的諸過程を考察し、法の相対的独自性というマルクス主義法理論上の理論的課題を追求することにした。

いふまでもなく、戦後の日本独占資本主義の発展過程を、法の経済にたいする相互作用の展開過程としてみる限り、国家権力がだれによって握られていふかという、国家論的視点から出発しなければならぬ。マルクス主義法理論にあつては、国家権力のない手の利益が国家意思によつて認証され、法に昇格し、法にしまされた法秩序が国家権力という公的暴力によつて、強制されるとする理解に立っている。このばあい国家権力のない手は、戦後一貫して、アメリカ帝国主義とこれに従属した日本独占資本であるとすする現実を承認せざるをえない。この基本的認識にたつて戦後の法と経済の相互関係の考察をなすには、便儀的に時期区分をなしておくことが便利である。ところが、時

期区分の指標をなさに求め、なによつて決定するかという点になると問題がある。なぜならば法秩序の維持のため、公的暴力の發動がなされる槓杆として、法の整備がなされるが、かかる法的現象自体は、それに先行する社会・経済的条件の変化と、それにもとづく必要性の法的表現に過ぎないからである。従つて、ここでは法と経済の關係は、つねに連続性のもとに置かれ、社会・経済的条件の変化に伴う要求が、既存の法秩序によつて維持されなくなった時点で、新しい法的現象を結果するからである。だから、便儀的な取扱いに過ぎないが、法の経済にたいする反作用を把握するため、日本独占資本主義がアメリカ帝国主義に従属することによつて、復活・強化されていく諸過程で生じた、国家権力による法の経済にたいする促進的役割の強弱を、対米従属の深化の度合と結びつけて把えるという指標で、時期区分をなすことにする。この指標からすれば、ほぼつぎのように時期区分をなすことができるだろう。

(1) 第一期（一九四五年八月二〇年八月～一九四七年八月二三年五月） この時期は一九四五年（昭和二〇年）八月の敗戦から、日本国憲法が制定（昭和二年一月）され、それが施行された一九四七年（昭和二年）五月までの時期である。ここではアメリカ帝国主義による軍事占領にもとづく占領命令（覚書・指令）によつて、日本支配がなされた時期という特質をもつていた。

(2) 第二期（一九四七年八月二三年五月～一九五〇年八月二五年六月） この時期は、一九四七年（昭和二年）五月に、日本国憲法が施行された後、一九五〇年（昭和二年）の朝鮮戦争の開始されるまでである。ここではアメリカ帝国主義による占領命令が、日本国憲法の施行に伴つて法形式上で、憲法体系にもとづく法的支配に移行した時期である。しかし占領命令が超憲法体系として存在し、憲法体系が占領法体系の下位規範として、補完的役割を果たした点に特徴がある。

(3) 第三期（一九五〇年入昭和二五年√六月〜一九六〇年入昭和三五年√六月）

この時期は一九五〇年（昭和二

五年）六月の朝鮮戦争によって、対米従属のもとに日本独占資本主義の再建・復活がなしとげられ、法形式上では一九五二年（昭和二十七年）の講和条約（日本国との平和条約）が締結され、これと結びつく旧安保条約による安法体系と憲法体系の二重構造によって、法の支配が継続する一九六〇年（昭和三五年）六月の、新安保条約の締結にいたるまでの時期である。

(4) 第四期（一九六〇年入昭和三五年√六月〜一九七〇年入昭和四五年√六月）

この時期は新安保条約の締結

後、経済成長政策により、国家権力による法の経済にたいする規制的作用が体制的に強化され、定着するに至った時期である。

(5) 第五期（一九七〇年入昭和四五年√六月以降）

この時期は高度経済成長政策がいきづまり、独占資本主義

が崩壊に直面し、法が治安対策の集大成として、体制的に整備されるにいたる現在までの時期である。

もちろんこの時期区分には、世界資本主義の全般的危機の深化が重なり合っている。しかもそれぞれの時期は、この世界資本主義の全般的危機の深化と結びつき、アメリカ帝国主義の日本支配という連続した関係である。ここでは日本独占資本の対米従属の深化∥日本独占資本主義の発展という政治的∥経済的關係として現象する。従って、それぞれの時期の後半は、つぎの時期を準備する時期として把えることができる。しかしこの論稿は、一九四五年（昭和二十年）八月の敗戦から、一九六〇年（昭和三五年）六月の新安保条約の締結にいたるまでを限って取扱っている。この時期は軍事的従属を主軸として対米従属が進行し、これを補強するために、経済的∥政治的従属が深化していく過程として特徴づけられる。そして、それに引き続く日本独占資本主義の全面的な対米従属が、体制的に完備す

るつぎの時期を準備した。この時期の法と經濟の關係を検討してみよう。

一 第一期（一九四五年〱昭和二〇年〱八月〜一九四七年〱昭和二二年〱五月）の法の役割

一九四五年（昭和二〇年）八月の敗戦は、日本人民にかつて経験したことのない占領体制をもたらした。極東委員会内部では、アメリカ帝國主義とソヴェト社會主義との意見の対立が存在していたが、事実上のアメリカ帝國主義による単独占領が進行した。アメリカ帝國主義は、この事実上の単独占領をテコとして、自己の根本的利益の達成のために、多くの占領命令を發した。この総体は占領法体系を構築した。當時のアメリカ帝國主義の対日方針（降伏後ニ於ケル米國ノ初期ノ対日方針 一九四五・九・二二）は、つぎのものであった。

『降伏後ニ於ケル米國ノ初期の対日方針（一九四五・九・二二）』

本文書ノ目的

本文書ハ降伏後ノ日本ニ對スル初期ノ全般的政策ニ關スル声明ナリ本文書ハ大統領ノ承認ヲ經タルモノニシテ聯合國最高司令官及米國內閣係各省及機關ニ對シ指針トシテ配布セラレタリ、本文書ハ日本占領ニ關スル諸問題中政策決定ヲ必要トスルモノヲ網羅シ居ラズ本文書ニ含マレズ又ハ充分尽サレ居ラザル事項ハ既ニ別個ニ取扱ハレ乃至ハ將來別個ニ取扱ハルベシ

第一部 究極ノ目的

日本ニ關スル米國ノ究極ノ目的ニシテ当初ノ時期ニ於ケル政策ガ遵フベキモノ左ノ如シ

A 日本ガ再び米國ノ脅威トナリ又ハ世界ノ平和ト安全ノ脅威トナルコトナキ様保証スルコト

B 他國家ノ權利ヲ尊重シ國際聯合憲章ノ理想ト原則ニ示サレタル米國ノ目的ヲ支持スベキ平和的且責任アル政府ヲ追テ樹立スルコト、米國ハ斯ル政府ガ出来得ル限り民主主義的自治ノ原則ニ合致スルコトヲ希望スルモ自由ニ表示セラレタル國民ノ意思ニ支持セラレザルガ如キ政体ヲ日本ニ強要スルコトハ聯合國ノ責任ニアラズ（以下略）

二、民主主義勢力ノ助長

民主主義の基礎ニ基キ組織セラレタル労働、生産業及農業部内ノ諸組織ノ發展ハ之ヲ奨励支持スベシ生産及商業手段ノ所有權及之ガ收入ヲ広範圍ニ分配スルコトヲ得シムル諸政策ハ支持スベシ日本国民ノ平和的傾向ヲ強化シ且經濟活動ヲ軍国主義的目的ノ為ニ支配乃至指導スルコトヲ困難ナラシムルト認メラルル經濟活動ノ各形態、組織及指導者ハ之ヲ支持スベシ（以下略）

五、財政、貨幣並ニ銀行政策

日本当局ハ最高司令官ノ同意及監督ノ下ニ依然国内ノ財政、貨幣並ニ信用政策ノ管理及指導ノ責任ヲ保持スベシ

六、國際通商及金融關係

日本ハヤガテハ諸外国トノ正常ナル通商關係ノ再開ヲ許容サルベキモ占領期間中ハ適當ナル統制ノ下ニ外国ヨリ平和的ナル目的ノ為ニ必要トスル原料並ニ他ノ商品ヲ購入スルコト並ニ許容セラレタル輸入ノ支払ヲナス為ノ商品輸出ヲ許可セラルベシ一切ノ商品輸出入、外国為替及金融取引ニ対シ統制ヲ維持スベキ処右統制実施ノ為ニ執ルベキ政策及實際ノ統制運営ハ何レモ右諸取引ガ占領軍当局ノ政策ニ違反セズ且特ニ日本ノ獲得スル一切ノ對外購買力ガ日本ノ欠クベカラザル必要ノ為ニノミ利用サルルコトヲ確實ナラシメル為最高司令官ノ承認及監督ノ下ニ置ルベシ（以下略）

これで解るように、アメリカ帝國主義の初期の対日方針は、なによりも絶対主義的天皇制の暴力装置である軍隊・警察機構を急速かつ徹底的に、解体・廢止することであつた。これはアメリカ帝國主義が國家權力の中核である暴力装置を自からの手で掌握し、軍事占領を中核とする日本支配をなしとげるためであつた。この限りで、非軍事化政策がとられたのである。アメリカ帝國主義は、占領目的達成のため、人民斗争の革命的高揚を阻止する必要があつた。これまで絶対主義的天皇制にたいする人民斗争の基本的性格は、反封建・反独占・反軍國主義であつた。これは一九三二年（昭和七年）の共產主義インタナショナル執行委員会西歐ビューローの提起した『日本における情勢と日本共產黨の任務にかんするテーゼ』（三二年テーゼ）によって、明確にしめされてきた。すなわち、

『五、日本共產黨は、国内における諸階級の力關係ならびに日本当面の革命の本質および任務にかんし、正しき明瞭な理解を持

たねばならぬ。日本共産党は、この根本問題にかんしその陣列内にある誤れる理解を訂正せねばならぬ。現在の時期における国内諸階級の力關係、日本における来るべき革命の性質および任務は、封建性の異常に強力な諸要求と独占資本主義のいちじるしく進んだ發展との抱合を現わしているところの、日本における支配的な制度の特質を顧慮し分析することなくしては、とうてい正当に評価されえない。

(一) 日本における具体的情勢の評価にさいしてかならず出発点とならねばならぬ第一のものは天皇制の性質および比重である。

日本において一八六八年以後に成立した絶対君主制は、その政策は幾多の変化を見たにもかかわらず、無制限の権力をその掌中に維持し、勤労階級にたいする抑圧および専横支配のための官僚機構を間断なく造り上げてきた。日本の天皇制は、一方では主として地主という寄生的封建階級に立脚し、他方ではまた急速に富みつつあった強欲なブルジョアジーにも立脚し、これらの階級の頭部とさわめて緊密な永続的ブロックを結び、かなりの柔軟性をもって両階級の利益を代表してきたが、それと同時に、日本の天皇制は、その独自の、相対的に大なる役割と、えせ立憲的形態で軽く粉飾されているに過ぎないその絶対的性質とを、保持している。(以下略)

(二) 日本における支配的な制度の第二の主要構成部分は、地主的土地所有——日本農村の生産力の發展を阻害し、農業の退化と農民の主要大衆の窮乏化とを促進しているところの、この日本農村におけるアジア的におくられた半封建的体制である。日本における地主は概して自分では農業を営まないが、しかしかれらの手には日本の全耕地面積の四割以上が、しかも最上の等級に属するものが、集中されている。(以下略)

(三) 日本における支配的な秩序の第三の根本要素は、貪欲な独占資本主義である。熱病的な投機的利潤追求は——それは過ぐる帝国主義的世界戦争のさいにはとくにはなはだしかったが——ごく少数の金融王の手中への資本の異常な集中を助けた。資本主義的コンツェルンは、日本の國富の最大の部分を独占した。(以下略)

六、以上の分析全体から生ずる結論は、日本における全政治的・經濟的情勢は、革命運動をば、まず第一に、帝国主義戦争に反対し、警察的天皇制の支配に反対し、労働者の低い植民地的生活水準およびその政治的無權利に反対し、さらに農村における封建的および高利貸的隷属に反対するための闘争に駆りたててであるであろうということである。(以下略)『日本共産党綱領問題文献集 日本共産党中央委員会出版局 一九七〇年一月 六七〜七一ページ』

となしている。アメリカ帝国主義は、絶対主義的天皇制にたいする人民斗争の都合のよい部分を利用し、アメリカ帝国主義そのもの¹⁾にたいする斗争としての基本的性格をもつことを防止した。このため人民斗争が反封建・反軍国主義斗争として、ブルジョア的要求である民主化²⁾近代化斗争としての性格をもつように指導した。だが人民斗争は、本的には国家権力そのものにたいする斗争として発展せざるをえない。事実一九四五年(昭和二十年)一〇月以降の生産管理斗争(一九四五年一〇月)→内閣打倒の国民運動(一九四六年四月)→米よこせの人民食糧管理斗争(一九四六年五月)→ゼネスト(一九四七年二月)の人民斗争の展開は、国家権力と対決する斗争として位置づけられる。

人民斗争が、こうした性格をもつや、アメリカ帝国主義は直ちに弾圧(GHQ二・一スト禁止³⁾一九四八年一月三日V・マッカーサ大衆示威禁止書簡⁴⁾一九四八年七月二日V)した。この弾圧は、当然に日本人民にたいしてアメリカ帝国主義の政治的地位を認識せしめる結果となった。このため、アメリカ帝国主義は軍事占領を間接占領に移すために、日本国憲法の制定を必要とした。このため一九四六年(昭和二十年)一月には、日本国憲法が制定されたのである。日本国憲法の制定は、アメリカ帝国主義の占領命令による支配を、法形式上で変更することになった。しかし、軍事的占領という実質には、なんらかの変更がなされたものではなかった。ここでは占領命令による直接支配が、憲法体系にもとづく国内的支配という外形を導いたに過ぎなかった。そして、これを利用して、法による支配というブルジョア法意識を定着させ、国家権力の経済的諸関係にたいする介入を、合法化する役割を果たすことができた。いふまでもなく日本国憲法は、アメリカ帝国主義とこれに従属する日本独占資本の共通の利益にもとづいて制定された、ブルジョアの憲法としての基本的性格をもつものである。¹⁾日本国憲法は日本独占資本の再編・強化に役立つ権利の基本構造と、それを通じてブルジョア法理念を定着させることになる。日本国憲法の施行によって、憲法体系と占

領法体系の二重構造という現象を導いた。この法的現象は、占領法体系が超憲法体系としての法理論構成をとることによって、アメリカ帝国主義が国家権力のない手である日本独占資本を、外部から指揮しているとする法理論に一定の論拠を提供した。だが憲法体系と占領法体系の二重構造は、矛盾する法的存在としてではなく、内実においては、同一の法的性格をもつものであった。この法理論的構成は、アメリカ帝国主義とこれに従属する日本独占資本とがブロックを形成し、日本の国家権力を掌握しているという事実を陰蔽するに役立たしめられる⁽²⁾。従って、憲法体系と占領法体系とを二重構造において把える法理論的思考は、かかる事実の陰蔽に奉仕することになる⁽³⁾。

憲法体系と占領法体系とは、日本人民の支配にたいする法の二つの側面である。そして、その展開過程は、日本独占資本主義の再建・復活が、対米従属の深化と表裏一体をなし、相互に補完的作用をはたすものであった。従って日本国憲法の制定は、国家権力がアメリカ帝国主義とそれに従属した日本独占資本とのブロックによって担われているという現実をいささかも変化させるものではなかった。いま、占領法体系に属する覚書・指令の若干を例示すると、五三四ページの表のようになる。

(一) 渡辺洋三教授は、日本国憲法の性格について、これまで『象徴天皇制の温存という唯一の大きな例外を除いては、反封建的反軍国主義であるけれど、反独占ではないという性格をもつブルジョア民主主義憲法』(長谷川正安編 安保体制と法三一書房 一九六二年一月 四ページ)とされていた。ところが最近の論稿(戦後改革と日本現代法 東京大学社会科学研究所編 戦後改革1 東京大学出版会 一九七四年七月)のなかで、『こういう広義の反独占という観点からすれば、反独占政策の理念は、憲法上の理念や二八条の規定に定着していると言うべきである。またそれとの関連で、憲法の性格を前の規定で、『ブルジョア民主主義的憲法』と規定したが、この言葉も不正確であると反省する。この言葉は古典的(近代市民法的)ブルジョア民主主義という意味に使われることもあるので、それだけでなく、現代的意味を含ませるとすれば、この性格規定は修正を要する』(一一〇ページ)とされ、つづいて『現行憲法は反封建・反独占・反軍国主義という三つの側

面における民主的理念によって支えられた民主主義的憲法として制定された』(同上二一〇ページ)と説を変更されている。これは社会主義への平和的移行が、この憲法をテコとしてなしとげられるとする基本的見解にたつ主張のように思われる。

(2) この点について、日本共産党(左派)第一回全国大会の政治報告(一九六九年一月)は、『日本の国家権力は、疑いもなく、アメリカ帝国主義とそれに従属した独占ブルジョア階級が握っている。この支配の本質は、一九四五年いらい現在にいたるまで一貫している』(日本共産党(左派)中央委員会決議集 一九七二年九月 八ページ)と指摘し、当面の革命の性質を『プロレタリア階級の指導のもとに、労働者、農民、勤労人民の階級同盟を基礎に、広範な日本人民を団結させてアメリカ帝国主義の日本支配をくつがえし、独占ブルジョア階級を中心とする売国反動派を打倒し、アメリカ帝国主義と売国独占ブルジョア階級の独裁を、プロレタリア階級の指導する人民の民主主義独裁にとつてかえることである。現段階における日本革命の性質は、反米帝・反独占の人民民主主義革命である』(同上二七ページ)となしている。

(3) もっともいわゆる「マルクス主義法学者」は、こうした理解をなしていない。たとえば長谷川正安『安保体制と憲法』(安保体制と法 三一書房 一九六二年一月 四三ページ以下)では、二つの法体系が両立しえない法体系であるとして論及されている。この点については、渡辺洋三教授も同様の見解にたっている(戦後改革と日本現代法 東京大学社会科学研究所編 戦後改革Ⅰ 東京大学出版会 一九七四年七月 一一七ページ)。

(4) 渡辺洋三教授は『戦後の日本資本主義経済と法』(現代法七 岩波書店 一九六六年五月)で、講和以降の日本の国家権力の担い手を日本独占資本であるとされている。すなわち『もちろん講和によって日本の独占は、みづから固有の国家権力をもつに至るほど強力となり、国内において国家独占資本主義体制を掌握した』(一二二ページ)とされ、『しかし、日本の国家権力の意思(その基本的なアジア政策)の外に出ることはできない。今日の国家権力は、戦前の独自の天皇制国家権力と異り、社会主義国家権力に対抗する世界的資本主義国家権力、その頂点としてのアメリカ資本主義国家権力の一環の中にふかく組み入れられている』(一二二ページ)とされ、日本の国家権力のない手が直接に米日独占資本であるとされているようにある。

占領命令（指令・覚書）によるもの

○軍隊・警察の解体に関するもの

1945. 9.10	言論及び新聞の自由に関する覚書
9.22	降伏後ニ於ケル米國ノ初期ノ対日方針
10.22	日本の教育制度の行政に関する覚書
10.23	日本の一般市民の武器引渡に関する覚書
10.24	信教の自由に関する覚書
11. 4	憲兵隊に関する覚書
11. 4	特務機関に関する覚書
1946. 1. 4	好ましくない人物の公職よりの除外に関する覚書
1.16	日本警察官の武器に関する覚書
5.20	G H Q 大衆示威禁止
5.23	日本軍より受領し及び受領さるべき資材・給与品及び施設に関する覚書
1947. 1.30	マッカーサーゼネスト禁止

○経済に関するもの

1945.10.20	巨大金融企業の解散若くは清算に関する覚書
11. 6	持株会社の解体に関する覚書
11.28	労務政策に関する覚書
12. 8	制限会社の規定に関する覚書
12. 9	農地改革に関する覚書
1946. 7.23	持株会社整理委員会に関する命令及び規制に関する覚書

二 第二期（一九四七年八月昭和二年五月〜一九五〇年八月昭和二年五月）の法の役割

一九四七年（昭和二年）五月の日本国憲法の施行は、占領命令である覚書・指令に代って、国内法体系としての憲法体系のもとで、占領政策を補完する役割を果すことになった。ここではおびただしい数の法律の制定がみられる。

これまでの占領体制は憲法体系のもとで維持され、治安対策を計る諸法律が制定されている。これは絶対主義的天皇制の物質的土台をなしていた経済的諸関係の再編成を、なしていくという点に特徴づけられている。従って治安対策を計る諸法律も、この経済的再編成の過程に生ずる人民斗争を抑圧するものであった。これをあげると、五三六ページの表ものがあつた。

経済的再編成政策は、財閥解体・労働改革・農地改革を主軸としてなしとげられた。この三つの柱は相互にからみつき、法の側面から捉えれば、法を媒介として、対米従属の体制的整備をなす過程として指摘できる。これらの経済再編成過程を法的側面で検討しておこう。

(1) 財閥解体と法 財閥解体政策は、絶対主義的天皇制の物質的土台を解体させる諸政策の一環として進行した。ここでは『財閥』という特殊日本の独占資本の排除を意味し、独占資本主義そのものの排除を意味していなかった。従って、反独占独占規制という法的性格をもつてはいない。これは一九四七年（昭和二年）四月の『私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）』（昭和二年法五四号）をみれば明らかである。ここでは通商・投資の自由化の拡大によって、いわゆる解放経済体制の確立が企図されていた。財閥解体による経済的土台の改革にたいする諸立法としては、五三七ページの表にしめしたものがあげられる。

治安対策を目的とする法令

1947. 3.	教育基本法	昭和22年法25号
3.	学校教育法	昭和22年法26号
	刑法改正	昭和22年法124号
12	警察法	昭和22年法196号
1948. 5.	軽犯罪法	昭和23年法39号
7.	警察官職務執行法	昭和23年法136号
	刑事訴訟法改正	昭和23年法260号
1949. 4.	団体等規制令	昭和24年政令64号

法と経済の関係について

(2) 労働改革と法 財閥解体の経済政策と結びついて、労働改

革が企図された。これは狭隘な国内市場を土台として成立した日本型低賃金の解消をはかり、経済の再編成をなし、同時に、労働運動が人民斗争として発展することを、阻止する基本政策にもとづいてなされた。だが労働運動は、本質的に労働者自からの解放運動として展開せざるをえない。一九四五年(昭和二〇年)以降労働争議件数は急速に増大し、一九四八年(昭和三年)には一、四一九件、参加人員四、六五五、二五七人に達した。これは五三八ページの表をみれば明らかである。アメリカ帝国主義は労働者に、一定の枠内で団結権・団体交渉権を認め、労働条件の改善にたいする可能性の幻想を与え、日本資本主義にとって脅威とならない、社会改良主義的な労使協調路線の体制内の労働運動として許容し、本来的労働運動として展開することを抑止した。だから労働運動が本来的なものを指向しはじめると、弾圧されることになった。一九四七年(昭和二年)の二・一スト禁止(マッカーサーゼネスト禁止)による労働運動の弾圧は、労働運動を体制内のものとしてのみ承認するという労働政策を、明瞭にしめす法的措置であった。これはやがて一九四八年

財閥解体を目的とする法令

1945. 11	会社ノ解散ノ制限等ノ件	昭和20年勅令657号
1946. 4	持株会社整理委員会令	昭和21年勅令233号
1947. 1	有価証券の処分の調整に関する法律	昭和22年法 8号
3	証券取引法	昭和22年法21号
4	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）	昭和22年法54号
12	過度経済力集中排除法	昭和22年法207号
12	会社の証券保有制限等に関する勅令	昭和22年勅令567号
1948. 4	証券取引法改正	昭和23年法25号
1	財閥同族支配排除法	昭和23年法 6号
1949	独占禁止法改正	昭和24年法103号
1950	商法の一部を改正する法律	昭和25年法167号

法と経済の関係について

（昭和三年）七月の政令第二〇一号による国家公務員、地方公務員の団体交渉権・罷業権の全面的否定となつてしめされた。労働諸立法は、いづれも『産業平和』の達成と労使関係の『民主化』促進という、体制内の労働運動としてのみ許容し、労働政策の補完的役割を果すものとしての基本的枠組を設定する点にあつた。これは五三九ページの表にしめした労働諸立法をみれば明らかである。

(3) 農地改革と法 労働改革と並んで、農業の再編成がなされた。これは資本蓄積をなしとげるため、一方では国内市場を拡大し、労働力の供給を農民に求めるための措置であり、他方では農民を小土地所有者になすことによつて、農民斗争を反社会主義的なものとし、資本主義的發展の基礎条件を確保するためであつた。すなわち農民斗争が労農同盟として發展することを阻止するため、農民の土地所有にたいする要求を利用して、労働者から農民を切り離すという狙いをもつていた。この点から、農民斗争を利用し、寄生地主制解体の政策がとられた。このことは独占資本による農産物市場の

労働争議発生件数と争議参加人員

年次	発 生 件 数		争議行為を伴ったもの	
	件 数	参加人員	件 数	参加人員
1945	243	164,207	89	47,351
1946	910	2,716,235	810	634,983
1947	984	2,957,036	683	295,321
1948	1,419	4,655,257	913	2,605,483
1949	1,306	2,484,324	651	1,239,546
1950	1,399	1,494,680	763	1,026,841
1951	1,146	2,006,968	670	1,386,434
1952	1,195	2,813,666	725	1,844,396
1953	1,232	2,967,859	715	1,305,246
1954	1,127	2,440,885	690	815,657

法と経済の關係について

備考 労働省（労働争議統計）による

支配と、農民にたいする直接の資本主義的収奪を可能にする。これは一九四五年（昭和二〇年）一二月の農地調整法改正（昭和二〇年法六四号）をみれば明らかである。そこでは地主の五町歩保有が個人単位で認められ、自作には雇傭者の利用も許され、例外的に物納小作料も認められていた。このため、基本的にはなお寄生地主制の維持が企図され、真に小作・貧農の立場にたったものとはいえなかった。この第一次農地改革の不徹底かつ寄生地主制の温存的性格が、低賃金労働と軍国主義の復活の温床となるため、一九四六年（昭和二十一年）一二月の『自作農創設特別措置法』（昭和二十二年法四三号）の制定となった。この第二次農地改革によって、地主制度は山林地主を除いて、その存立の物質的基盤を奪われ、いわゆる家族

労働運動を制定するための法律

法と経済の関係について

1946. 2	旧労働組合法	昭和21年法51号
9	労働関係調整法	昭和21年法25号
1947. 1	2・1ゼネスト禁止命令	
2	労働基準法	昭和22年法49号
10	国家公務員法	昭和22年法120号
1948. 7	マッカーサー書簡	昭和23年政令201号
12	国家公務員法改正	昭和23年法222号
1949. 6	新労働組合法	昭和24年法174号
6	労働関係調整法改正	昭和24年法175号

経営を中心とする自作農が、体制支持の安定層として定着させられた。これと同時に一九四七年（昭和二十年）十一月には、農業協同組合を通じる農民支配の再編成が企図された。さらに一九四八年（昭和二十三年）の『食糧確保臨時措置法』（昭和二十三年法一三三号）による、食糧管理制度にもとづく集荷部門を、農業協同組合に担わせることによって、独占資本の農民支配を確立したのである。この農地改革の諸立法には、五四〇ページの表にかかげたものがある。

以上の老察によって、この時期は占領法体系による支配を憲法体系による支配に転換し、法制的整備が急速に進行していく時期であるといえる。ここでは内実におけるアメリカ帝国主義による占領事実が、そのまま継続し、たんに法形式上の変更がなされたに過ぎなかった。ところが一九四七年（昭和二十二年）三月のトルーマン・ドクトリン以降、アメリカ帝国主義は世界資本主義の体制的危機を回避するため、社会主義との軍事的対立を深めつつ、社会主義体制の封じ込め政策をとるにいたった。このためアジアにおいても、中国革命の成

農地改革を目的とする法律

1945.12	農地調整法改正	昭和20年法 64号
1946.10	自作農創設特別措置法	昭和21年法 43号
1947.11	農業協同組合法	昭和22年法132号
1948.11	食糧確保臨時措置法	昭和23年法132号

法と経済の関係について

功と中華人民共和国の成立（一九四九年一〇月）によって、高揚したアジアの民族解放運動を抑止する必要が生じた。ことに、三八度線で分断された全朝鮮の平和的統一の要求が、アメリカ軍隊の撤退の方向で前進した。このためアジアにおける反共軍事体制の強化と、軍備拡張による恐慌の切抜けのために、アメリカ帝国主義は朝鮮戦争を引き起した。こうして日本の『共産主義の防壁』としての役割を強化するために、軍事的従属を主軸として、政治的・経済的従属を深化させることとなった。このアジアの反共拠点としての役割を果せるといふ基本的政策にもとづいて、アメリカ帝国主義は暴力装置である軍隊を補強するために、自己の指揮下にある軍隊——自衛隊——の創設、つまり軍事的従属をはかる政策を前面に打ち出したのである。これはつぎの時期に引きつがれていくことになる。

(1) 山本潔 戦後危機の展開過程 東京大学社会科学研究所編 戦後改革5 労働改革 東京大学出版会 一九七四年七月一〇一ページ。久保田順 世界経済の戦後構造 新評論社 一九七三年一二月 一五五ページ。

三期(一九五〇年(昭和二五年)六月—一九六〇年(昭和三五五年)六月)の法の役割

日本は朝鮮戦争によって、アメリカ帝国主義の後方基地としての役割を担わされた。日本独占資本主義は、朝鮮戦争による特需によって、資本蓄積をなし復活した。日本独占資本主義の再編成過程は、アメリカ帝国主義への軍事的従属を中核として、経済的従属を体制的なものとして整備していく過程としての特徴をもっている。ここではアメリカ帝国主義への軍事的従属を前面に押し出し、これを軸として政治的・経済的従属を体制的に完成させるつぎの時期へと結びつくことになる。法の側面からいえば、講和条約の締結によって、日本の独立が条約上で達成させられることによって、前提条件が作出される過程である。このため一方では、ドッジ・ラインによるインフレーションの収束・通貨安定(単一為替の設定)・超均衡予算の編成を要求され、中小企業・勤労大衆の犠牲の上で安定恐慌を現出せしめ、独占本位の経済再建を強行(集中生産方式・合理化)する経済立法とともに、他方では、レッドパージをはじめとする人民弾圧を強化するための多様な法律の制定を結果したのである。ところが朝・中国人民の力によって、アメリカ帝国主義が敗北したため、特需によって資本蓄積をなした日本独占資本は、経済的危機にたたされた。この危機からのがれるために、対米従属を深化させることによって解決を計った。このことは当然に反帝・反独占の人民斗争を捲き起さざるをえない。一九五一年(昭和二六年)九月の『日本国との平和条約』(サンフランシスコ条約)の調印は、この矛盾を条約上で解決しようとしたものである。従って講和条約の締結は、対米従属のもとで日本独占資本主義が再編成されるための補完物としての役割を果すものといえる。

(1) 講和条約・安保条約と法

法と経済の関係について

一九五二年（昭和二十七年）四月二八日の『日本国との平和条約』（講和条約）の発効は、法形式上で占領終結をもたらしめた。だが、これは全面講和ではなく、同時に発効した『日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約』（日米安保条約）によって、日本に軍事的義務を負担させ、日本の再軍備体制の布石として締結されたものであった。講和条約の調印国には日本と戦った主要国である中国・ソ連が参加せず、日本とアメリカとの事実上の単独講和であった。従って、アメリカ帝国主義の日本支配という実質的な社会・經濟的關係には変りがなかった。だが、『日本国との平和条約』によって、条約上で独立国としての法形式を獲得し、国家権力の担い手が日本独占資本であるとすした法理論に理論的根拠を提供した。しかし、実際においては、国家権力がアメリカ帝国主義と、それに従属した日本独占資本のブロックによってにぎられているという事実には、なんらの変化をもたらさなかつた。これは、同時に締結された『日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約』（日米安保条約）をみれば明らかである。

『日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約』（抄）

日本国は、本日連合国との平和条約に署名した。日本国は武装を解除されているので、平和条約の効力發生の時に固く自衛権を行使する有効な手段をもたない。

無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されていないので、前記の状態にある日本国には危険がある。よって、日本国は、平和条約が日本国とアメリカ合衆国との間に効力を生ずると同時に効力を生ずべきアメリカ合衆国との安全保障条約を希望する。

平和条約は、日本国が主権国として集团的安全保障取極を締結することを承認し、さらに、國際連合憲章は、すべての国が個別的及び集团的自衛の固有の権利を有することを承認している。

これらの権利の行使として、日本国は、その防衛のための暫定措置として、日本国に対する武力攻撃を阻止するため日本国内及びその附近にアメリカ合衆国がその軍隊を維持することを希望する。

アメリカ合衆国は、平和と安全のために、現在若干の自国軍隊を日本国及びその附近に維持する意思がある。但し、アメリカ

合衆国は、日本国が攻撃的な脅威となり又は国際連合憲章の目的及び原則に従って平和と安全を増進すること以外に用いられべき軍備をもつことを常に避けつつ、直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待する。

（以下略）』

さらに、安保条約の細目的取り極めは『日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定』
（一九五二年〆昭和二十七年〆二月二八日）でなされている。これはつぎのようになっている。

『日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（抄）

前文

日本国及びアメリカ合衆国は、千九五十一年九月八日に、日本国及びその附近における合衆国の陸軍、空軍及び海軍の配備に關する規定を有する安全保障条約に署名したので、

また、同条約第三条は、合衆国の軍隊の日本国及びその附近における配備を規律する条件は両国政府間の行政協定で決定すると述べているので、また、日本国及びアメリカ合衆国は、安全保障条約に基く各自の義務を具体化し、且つ、両国民間の相互の利益及び敬意の緊密なきずなを強化する實際的な行政取極を締結することを希望するので、

よつて、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。（以下略）』

ここではアメリカ帝国主義が従属した日本独占資本の意思として法を確定し、法による支配を媒介として、軍事占領を継続しているのであつて、国家権力がアメリカ帝国主義と、これに従属した日本独占資本のブロックであるといふ実体にいささかの変更もない。しかもこの実体を陰蔽するために、国家権力を直接に日本独占資本が担ない、アメリカ帝国主義は外部から、これを指揮するとする間接支配の外形を作出したに過ぎなかつた。ここでは軍事的従属から政治・経済・軍事の全面的従属の完了の法的表現として位置づけることができる。従つて、法制的にみる限り、憲法体系にもとづく諸立法のもつ、法の経済にたいする反作用を利用して、資本主義的發展がとげられていく過程であ

るとする映像をうつしだすことができた。もちろんそれらの諸立法は、相互にからみあつて、この基本的目的を達成するのであるから、個別的に考察すると基本的目的そのものを不明確なものとする。従つて安保体制のもとで、憲法体系と超憲法的な占領法体系の二元的構造に終止符がうたれ、以後憲法体系にもとづく一元的構造に復帰したとする主張は、占領体制そのものが、法的にみても、日本の独立が実現したとする主張に、法的根拠を提供することになる。いうまでもなく、この法形式にもかかわらず、アメリカ帝国主義にとつても、これに従属した日本独占資本にとつても、日本人民にたいする支配の実態の変更を伴うことがなかった。ここでは憲法体系が、対米従属の法体制の強化に役立たしめられている。これは治安・労働・教育を主軸とする諸法制が、完備させられていくことをみても明らかである。占領下の治安立法は廢止されることなく、再編成された。これらの治安立法は、アメリカ軍隊とそれの補助的機能を果す自衛隊を根幹とするものであつて、労働關係法も治安立法としての性格をもつようになった。これは、五四五ページの表をみれば明らかである。

これらの諸立法は、日本独占資本主義を育成する經濟成長政策と結びつくと同時に、日本國憲法の解釈変更という法的技術を利用して、法的規制として位置づけられた。ここでは対米従属が軍事的・經濟的・政治的従属として深化する前提にたち、政治的にいえば反動化が法の上でも本格的に展開したことを意味している。この場合、アメリカ帝國主義の國際經濟政策——通商・投資の自由化の拡大——にもとづく、經濟的諸立法を中核として進行した。これまで『外國為替および外國貿易管理法』（昭和二四年法二二八号）による、國際收支の均衡のもとで、民間貿易がなされてきた。日本独占資本の國際經濟にたいする關係は、急速に強化された。ことに一九五三年（昭和二八年）四月の『日米通商航海條約』と、それにもとづく一九五四年（昭和二九年）五月のM・S・A協定（日本國とアメリカ合衆國との間の相

治安対策を目的とする法律

法と経済の関係について

1952. 5	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基く施設及び区域並に日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法	昭和27年法138号
7	破壊活動防止法	昭和27年法240号
1953. 8	電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律	昭和28年法171号
1954. 6	学校教育法改正	昭和29年法19号
6	教育公務員法改正	昭和29年法131号, 法156号, 法159号 法181号
6	義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法	昭和29年法157号
6	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法	昭和29年法166号
6	破壊活動防止法改正	昭和29年法163号

互防衛援助協定)は、日本独占資本の対米従属のいっそうの深化をしめす指標であった。M・S・A協定によって、日本の再軍備促進・自衛隊の強化・拡大がなすとげられた。と同時に大企業中心の重化学工業などの基幹産業の育成、道路・港湾などの産業基盤整備などの経済政策は、いづれも軍事経済の基盤育成という基本的性格をもつものであった。こうしてM・S・A協定以後日本独占資本の対米従属は急速に進行した。M・S・A協定はつぎのようになって

『日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（抄）』

第一条

1 各政府は、経済の安定が國際の平和及び安全保障に欠くことができないという原則と矛盾しない限り、他方の政府に対し、及びこの協定の両署名政府が各場合に合意するその他の政府に対し、援助を供与する政府が承認することがある装備、資材、役務その他の援助を、両署名政府の間で行うべき細目取極に従って、使用に供するものとする。いずれか一方の政府が承認することがあるいかなる援助の供与及び使用も、國際連合憲章と矛盾するものであつてはならない。アメリカ合衆国政府がこの協定に従って使用に供する援助は、千九百四十九年の相互防衛援助法、千九百五十一年の相互安全保障法、この二法律を修正し又は補足する法律及びこれらの法律に基く歳出予算法の当該援助の条件及び終了に関する規定に従って供与するものとする。

2 各政府は、この協定に従って受ける援助を両政府が満足するような方法で平和及び安全保障を促進するため効果的に使用するものとし、いずれの一方の政府も、他方の政府の事前の同意を得ないでその援助を他の目的のため転用してはならない。

（以下略）』

M・S・A協定は、明確にアメリカ帝國主義への従属的再軍備を強要し、しかも相互防衛のために、その物質的土台である日本の経済の安定が必要だとし、軍事的・政治的・経済的な全面的従属が、示唆されている点に特色がある。ここでは、日本独占資本主義の發展を対米従属の深化によって押進める方向が、法の強制によって、現実させられることになる。こうして日本の本格的な再軍備がはじまることになった。朝鮮戦争の直後の一九五〇年（昭和二十五年）八月には、警察予備隊が発足したが、講和条約後には保安隊に昇格し、さらにM・S・A協定によって一九五四年（昭和二十七年）には、防衛庁と自衛隊となって軍事的増大がはじめられた。他方、この再軍備の要請に答えるため一九五二年（昭和二十七年）には兵器製造が認められ、軍需産業の育成・拡大がなされたのである。これらの再軍備のための法令には、五四八ページの表に掲げたものがあげられる。

(2) 経済成長政策と法

(a) 産業構造の合理化促進

対米従属のもとで日本独占資本主義の市場支配が決定的に強化されると、独占禁止法に攻撃がむけられた。これは独占禁止法が独占資本にとって障害となるからである。すでに一九四九年（昭和二十四年）の独占禁止法の改正（昭和二十四年法一〇三号）によって、国際契約と株式保有が緩和され、国際石油資本の国内導入の道が開かれることによって、後退が開始された。もちろんこの独占禁止法の後退は、先行する各種の特別法によって準備されていた。これらの特別立法は、いづれも私的カルテルの市場統制を、国家が直接に助長・強化する積極的意味をもつものである。従ってカルテルの許可権が、公正取引委員会から行政官庁（通産省）に移され、独占資本の意思通りに運営されるに至った。これらの特別法による準備過程を経て、一九五三年（昭和二十八年）には独占禁止法改正（昭和二十八年法第二五九号）がなされた。ここではトラストの予防措置の緩和、不況カルテル、合理化カルテル、再販価格維持契約の適用除外など、企業結合を大巾に緩和し、資本蓄積の増大を促進した。これは独占資本による経済成長政策と、それに対応する資本構造の変化に法的保障を与え、独占資本による市場支配を、国家権力が補強・助長する法的性格をもつものである。

一九五三年（昭和二十八年）の独占禁止法改正（昭和二十八年法第二五九号）は、対米従属のもとでの日本独占資本主義の発展——開放経済体制への移行——の対応策として、とられた法的措置であった。そのためには、なによりも産業構造の高度化・国際競争力の強化が必要であった。すでに一九五二年（昭和二十七年）の『企業合理化促進法』（昭和二十七年法五号）によって、個別企業の合理化の促進がはかられてきたが、産業構造全体の合理化の達成のために、企業合理化が基本的課題とされるに至った。これは一九五七年（昭和三十三年）の『産業合理化白書』（通産省編）によってしめさ

再軍備のための法令

1950. 8	警察予備隊令	昭和25年政令26号
1952. 7	保安庁法	昭和27年法 265号
1953. 3	武器等製造法	昭和28年法 145号
1954. 6	防衛庁設置法	昭和29年法 164号
1954. 6	自衛隊法	昭和29年法 165号

法と経済の関係について

五二八

れている。こうして管理通貨制のもとに産業投融资政策が本格化した。これは見返り資金から開発銀行中心の融資に重点がうつされ、これら財政投融资資金は、経済援助資金や世銀借款の外資とともに、高度成長の戦略産業部門に集中した。そして国家と民間企業の合体した企業体が生まれ、国家の民間企業への投資が活発化した。さらに産業基盤開発政策、外資導入、資本蓄積のための特別措置や税制、外貨割当制などによる独占資本の保護をはかる法制的整備がなされ、とげられた。こうして、独占禁止法制から独占助長法制への転換は、一九五七年（昭和三二年）以降急速に進行し、一九五九年（昭和三四年）の貿易自由化政策と関連して、一段と進展させられた。いま、これらの諸立法をしめすと、五〇ページの表のようになる。

(b) 労働運動の抑圧 独占資本の助長のための経済成長政策への転換は、当然に企業合理化による労働者の搾取の強大化によって実現させられる。このため労働者の権利を徹底的に抑圧する必要がある。一九五二年（昭和二七年）の秋から冬にかけて、企業合理化による低賃金・労働強化が押しつけられ、これにたいして炭労・電産ストにみられる大斗争が展開した。これにたいして国家権力は、一連の反労働者立法を制定し、労働運動を弾圧した。ここではたんに労働者のスト規制をなすだけでなく、労働運動そのものを治安対策という

基本的視角で把える点で、特徴的であった。これは、五五一ページの表をみれば明らかである。

(c) 農民収奪の強化

日本独占資本は経済成長政策にもとづいて、大量の低賃金労働力を必要とした。この労働力確保を農民に求め、農業収奪を強化し、農村を破壊することによって実現した。しかもこれは、アメリカ帝国主義の貿易の自由化による、大量の農産物の輸入の要求と合致していた。こうして一九五四年（昭和二十九年）以降急速に農業破壊が進行したのである。さらに独占資本の農民支配の強化は、食糧管理制度に依存してきた農業協同組合が、内部矛盾に直面したのを利用して、一九五一年（昭和二十六年）に『農業協同組合再整備法』（昭和二十六年法一四〇号）を制定し、経営の合理化をはかることによって、独占資本にたいする系列化をはかり、側面から農業破壊をなしていった。この農業破壊がどのように進行したかは、五五二ページに掲げた表で明らかである。そしてこの農村破壊は、やがて一九六一年（昭和三四四年）六月の農業基本法（昭和三四四年法一二七号）にもとづく、農業改善事業による選択的拡大による、零細農民の切捨政策によって、決定的なものとなる。いま、農民収奪の強化をはかる諸立法をあげると、五三ページの表のようになる。

以上の考察によって、この時期の特徴は、アメリカ帝国主義への軍事的従属を主軸とする経済成長政策のもとで、経済的諸関係にたいする法制的整備がなしとげられている点にあった。これは日本独占資本主義の復活が、対米従属のもとでなしとげられ、急速に生産力を回復し、国際経済に関係づけられる時期であったといえる。これは日本独占資本主義の発展にもとづく、社会・経済的条件の変化を基礎に、より決定的意味をもつ法体制の完備が、全面的な対米従属である新安保体制へと転化する、基礎条件の整備がなされる時期であった。この法体制の整備は、いうまでもなく、国家権力をにぎっているアメリカ帝国主義と、それに従属した日本独占資本のブロックによる人民支配に、よ

経済成長を促進するための法律

○財政投融资を促進するもの		
1952.6	石油、天然ガス資源開発法	昭和27年法 162号
6	道路法	昭和27年法 180号
7	電源開発促進法	昭和27年法 283号
1953	産業投融资特別会計法	昭和28年法 122号
1954	経済援助資金特別会計法	昭和29年法 104号
1955	石油資源開発法	昭和30年法 152号
1955.12	原子力基本法	昭和30年法 186号
1956.3	日本道路公団法	昭和31年法 6号
1956.3	道路整備特別措置法	昭和31年法 7号
1956.6	工業用水法	昭和31年法 146号
1957.3	特定多目的ダム法	昭和32年法 35号
1957.4	高速自動車国道法	昭和32年法 79号
1958.3	道路整備緊急措置法	昭和33年法 34号
1958.4	工業用水道事業法	昭和33年法 146号
1959	特定港湾施設整備特別措置法	昭和34年法 69号
○資本蓄積を促進するもの		
1954	資産再評価特別措置法	昭和29年法 142号
1955	商法改正	昭和30年法 28号
1957.3	租税特別措置法	昭和32年法 26号
1958.4	企業担保法	昭和33年法 106号
1959	工業所有権法改正	昭和34年法 121号
○中小企業の合理化を促進するもの		
1952.3	企業合理化促進法	昭和27年法 5号
	中小企業安定臨時措置法	昭和27年法 294号
8	輸出入取引法	昭和27年法 299号
1953.6	中小企業金融公庫法	昭和28年法 238号
1956	中小企業振興資金等助成法	昭和31年法 115号
5	百貨店法	昭和31年法 116号
	下請代金支払遅延防止法	昭和31年法 120号
1957.11	中小企業団体の組織に関する法律	昭和32年法 185号
○産業構造の合理化を促進するもの		
1955	石炭鉱業合理化臨時措置法	昭和30年法 156号
1956.6	繊維工業設備臨時措置法	昭和31年法 103号
1956	機械工業振興臨時措置法	昭和31年法 154号
1957	電子工業振興臨時措置法	昭和32年法 171号

法と経済の関係について

五三〇

労働運動弾圧のための法律

法と経済の関係について	1952.	7	破壊活動防止法	昭和27年法 240号
		7	公共企業体等労働関係法改正	昭和27年法 280号
		7	労働関係調整法改正	昭和27年法 288号
		7	地方公営企業労働関係法	昭和27年法 289号
	1953.	8	電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法と規制に関する法律（スト規制法）	昭和28年法 171号
	1954		警察官職務執行法改正	昭和29年法 163号

り適合的なものにつくり変えられていく過程であると指摘できる。

(1) 宮坂富之助 現代資本主義と経済法の展開 成文堂 一九七三年一月 三六ページ。

(2) 金沢良雄 戦後経済法の二〇年 ジュリストNo.三六一 一九六七年一月 二七ページ。

むすび

この論稿は、戦後日本独占資本主義の発展過程のうち、一九六〇年（昭和三五年）六月の『日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約』（新安保条約）の締結までの時期における法と経済の関係を、具体的な諸資料によって検討したに過ぎない。ここでは法と経済に関する相互作用が、世界資本主義の全般的危機の深化という基礎条件のもとに、日本独占資本が対米従属を深め、体制的危機を克服するため、法による規制的作用を積極的に利用したことを知ることができる。

この法的措置は、アメリカ帝国主義の世界侵略体制にもとづく、日本独占資本の従属と、中国の社会主義革命の成功によって激発した、アジアの反米・反植民地斗争の民族独立運動を圧殺し、新植民地政策の一翼を

専業・兼業別農家数

単位=1,000戸

年次	総農家数	専業農家	兼業農家			農家増減率
			計	第1種兼業	第2種兼業	
25. 2. 1	6,176	3,086	3,090	1,753	1,337	% —
30 "	6,043	2,106	3,937	2,274	1,663	- 2.2
35 "	6,057	2,078	3,979	2,036	1,942	+ 0.2
35.12. 1	5,985	1,853	4,132	1,890	2,242	—
36 "	5,906	1,613	4,292	1,899	2,394	-1.33
37 "	5,829	1,503	4,326	1,945	2,381	-1.30
38 "	5,750	1,379	4,371	1,951	2,420	-1.36
39 "	5,667	1,212	4,455	1,965	2,490	-1.44
40 "	5,576	1,149	4,428	1,934	2,494	-1.60
41 "	5,500	1,151	4,347	1,833	2,514	-1.36
42 "	5,419	1,151	4,268	1,679	2,589	-1.49
43 "	5,351	1,071	4,279	1,666	2,613	-1.25
46. 1. 1	5,261	798	4,462	1,566	2,896	-1.68

法と経済の関係について

担わせるという基本政策と、結びついていた。この場合、マルクス主義法理論による法の基本的認識は、法を支配階級の意思の国家的認証として把える点にある。日本の現実には、高度に発達した資本主義国であり、しかもアメリカ帝国主義に従属しているという基本的性格を、戦後一貫してもっている。ここからは、国家権力はアメリカ帝国主義とこれに従属した日本独占資本とによってにぎられ、従って法は、これらの国家権力のない手の共通利益を表現したものであるとして存在している。だから、法の経済にたいする反作用の検

農業破壊のための法律

法と経済の関係について

1951	農業協同組合再建整備法	昭和26年法 140 号
1952. 7	農地法	昭和27年法 229 号
1953	農林漁業金融公庫法	昭和27年法 355 号
1956	農産物価格安定法	昭和31年法 102 号
1956	農業改良資金助成法	昭和31年法 102 号

討をなす場合には、かかる意味・内容をもった法としての認識にたつことを、前提としなければならない。この事実、法と経済の関係についての法理論的考察が、資本主義法のもつ一般性と、特殊性との弁証法的統一のもとに、究明しなければならないことを理解させてくれる。もちろんマルクス主義法理論における法の相対的独自性についての法理論的認識は、マルクス主義法理論そのものが、具体的な歴史的事実を素材とし、それを科学的に理論化する作業によつてはじめて達成されることをしめしている。従つてかかる法的作業は、すぐれて実践的意味をもったものとなる。この論稿で取扱つた時期に引きつづく時期における法と経済との関係についての考察と、それによる法の相対的独自性についての法理論的考察は、別稿において取扱うことにしたい。そして、この二つの検討を通じて戦後日本独占資本主義の発展過程における、法制的な歴史的事実にもとづく全体的考察が果され、はじめて戦後日本独占資本主義のもとの、法と経済との相互関係を、検証できることになる。これによつてマルクス主義法理論における法の相対的独自性という法学的課題の究明をなしうるし、同時にマルクス主義法理論の創造的發展に役立つことになる。こうして、日本人民の今日の課題をなす人民民主主義革命の基本路線の科学的認識と、理論的には、それに科学的・法理論的根拠を与えるという、マルクス主義法理論

の实践的意味と役割を果しうることになるだろう。この論稿は、素描的な考察にすぎないが、マルクス主義法理論の理解のために、すこしでも役立つならば幸であると考えている。